

【規約】

第1章 総則

第1条 本連盟は、京都クラブバレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務所を理事長のもとに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、アマチュアスポーツ精神に則り、自由な意志で集まり作ったバレーボールクラブチーム及び同好の個人の相互親睦を目指して、バレーボールの競技力向上と普及発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、本連盟の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. クラブチームの育成及び普及事業
3. クラブチームの競技規則と審判に関する研究事業
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する登録チーム及び個人登録員を以て組織する。

第6条 本連盟は、円滑な運営を図るため専門部及び小委員会を設けることが出来る。

第4章 役員

第7条 本連盟は、次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 理事長1名
4. 副理事長若干名
5. 常任理事若干名
6. 理事若干名
7. 会計1名
8. 監事2名
9. 代表委員若干名

2 他に名誉会長、顧問、参与を置くことが出来る。

第8条 役員任期は、次の通りとする。但し、再任は妨げない。

1. 役員任期は2年とする。
2. 補欠または再任により選任された役員は、前任者または現在者の任期とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第9条 役員任命、選出及び役割は、次の通りとする。

1. 会長、副会長、名誉会長、顧問、参与は代表委員会で選出され、代表委員会にて承認されることにより任命される。
2. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
4. 顧問は会長の諮問に応じ、発展に協力する。
5. 参与は理事会の諮問に応じ、発展に協力する。
6. 監事は代表委員会において選出され、会長が委嘱する。
7. 監事は連盟の会計を監査する。
8. 会計は、代表委員会において選出し、会長が委嘱する。
9. 会計は、連盟の会計を掌る。
10. 理事長、副理事長は理事の互選により選出し会長が委嘱する。
 11. 理事長は本連盟の常務を統括する。
 12. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
 13. 常任理事は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
 14. 理事は次の方法により選出され、会長が委嘱する。
 - 1) 地区別比例代表制により選出された代表委員
尚、在任中に代表委員で無くなった場合、または選出母体となるチームが解散した場合でも、任期満了までその職務を行うものとする。
 - 2) 個人登録者の中から選出された者
 - 3) 常任理事会から選出された者
15. 代表委員は、次の方法により推薦される。
 - 1) 登録チームより1名
 - 2) 個人登録者8名につき1名

第5章 会議

第10条 代表委員会は、役員及び代表委員で構成する。

2. 代表委員会は、毎年1回これを開催し、本連盟の活動方針を協議、決議する。但し、会長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。
3. 代表委員会では議長、書記を選出して議事の運営に当たる。

第11条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、会計で構成する。

2. 理事会は定期的に開催し、本連盟の一般的な活動内容を協議、決議し、これを執行する。但し、理事長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。

第12条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、会計で構成する。

2. 常任理事会は、定期的に開催し、本連盟の活動方針の立案及び常務的な活動内容を立案し、執行する。但し、理事長は必要に応じて臨時にこれを召集することが出来る。

第13条 すべての会議の成立、および決議は次の通りとする。

1. すべての会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。但し、当該議事につき書面を以て予め意思を表示した者は出席とみなす。
2. すべての会議の決議は出席者数の過半数の同意で成立し、賛否同数の時は議長がこれを決する。

第6章 加盟

第14条 本連盟に加盟するチーム及び個人は、所定の登録手続きを取るものとする。

第15条 本連盟の加盟チームは本連盟を通じて京都府バレーボール協会並びに公益財団法人日本バレーボール協会に登録されるものとする。

第7章 会計

第16条 本連盟の経費は、登録費、事業収入、補助金、寄付金、協賛金、雑収入を以てこれに充てる。

第17条 本連盟の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第18条 本連盟の予算及び収支決算は監査を経た上、代表委員会の承認を受けるものとする。

第8章 規約の改正

第19条 本連盟の規約改正は代表委員会で代表権を保有する定数の3分の2以上の賛同を必要とする。

昭和51年3月20日 制定
昭和52年3月27日 改正
昭和53年4月 9日 改正
平成 6年3月27日 改正
平成12年3月26日 改正
平成16年3月28日 改正
平成22年3月28日 改正
平成28年3月27日 改正
令和 5年3月21日 改正